

## 第3回 串本町役場庁舎建設検討委員会 次第

日 時： 平成23年9月29日(木) 19時より

場 所： 串本町役場本庁舎 別館4階会議室

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事
  - (1) 現庁舎の問題点について
  - (2) 庁舎建設の必要性について
  - (3) 新庁舎に求められる機能について(案)
4. その他
5. 閉会

## 新庁舎に求められる機能について（案）

新庁舎に求められる基本的な機能について、以下のようにまとめました。

今後、本委員会において審議していただくなかで、具体的にまとめていきたいと考えています。

### （１）来庁する方の利便性に配慮

庁舎は、あらゆる方が利用される施設であるため、来庁された方にとって安全で利用しやすく、そして親しみやすい施設であることが求められることから、車で訪れる方のために駐車スペースの充実を図り、効率的で適切な行政サービスを提供するため、便利でわかりやすい窓口と案内機能の充実を図ることが求められます。

また、住民と行政との協働を推進するため、交流・相談の場を設けるとともに、町政に関する情報が容易に得られるような庁舎が求められます。

### （２）防災対策拠点

台風、地震津波等発生時の活動拠点として、また復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した庁舎が求められます。

### （３）行政サービス機能・業務効率の向上

新庁舎に統合することで、各行政部門が集約されることによって、住民に対する行政サービス機能及び業務効率の向上、また、施設・設備の修繕費用及び保守点検費用の削減が図られることが期待されます。

### （４）環境に配慮

新庁舎の機能や活動を支える施設・設備については、省エネルギー・省資源化・長寿命化を重視した仕様や構造、設備システムを整備するなど、環境負荷の低減に配慮した庁舎が求められます。

## 庁舎建設の必要性について

現庁舎が抱える様々な問題を改善し、併せてこれまでの合併協議等の庁舎建設に係る方針として、「南海・東南海地震に備えて、被災時に町民の生命と財産を守るために災害活動の中核管理機能を果たす拠点として、住民の利便性を考慮しつつも津波被害を受けない安全な場所に整備するものとする。」とされ、また、「合併により 2 つの施設を維持することとなっている病院、庁舎、消防、火葬場等の施設については、統合一本化を図り効率的な行政運営に努める。」と示されているように、災害時の活動拠点として、その後の復旧・復興の拠点となるべく庁舎が、現庁舎では、耐震性に問題があるばかりでなく、津波で浸水・倒壊する危険性が非常に高いことから、新たな庁舎の建設が必要と考えられます。

## 庁舎の現況について

施設名称	現状					課題				
	敷地面積 (㎡)	建設年	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震強度 (IS値)	海拔高度 (m)	海からの 距離(m)	災害発生時の庁舎状況	
									地震	津波
串本町役場本庁舎(本館)	2,513.97	昭和33年	鉄筋 コンクリート 造	2	1,086	未実施	3.0	300	×	×
串本町役場本庁舎(別館)	※公用車駐車場・書庫等を含む	平成 7年	鉄骨造	4	1,311	0.6≦IS値	3.0	300		×
串本町役場分庁舎	3,458.16	昭和59年	鉄筋 コンクリート 造	3	3,160	0.6≦IS値	3.9	500		×

### ◎参考

IS値（構造耐震指標）とは、建物の耐震性能を表す指標です。

- ① 地震力に対する建物の強度
- ② 地震力に対する建物の靱性（変形能力、粘り強さ）が大きいほど、この指標も大きくなる（耐震性能が高くなる）。

IS値の目安について（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号による）

- 0.6≦IS値 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。
- 0.3≦IS値<0.6 地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。
- IS値<0.3 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。

## 現庁舎の問題点について

### (1) 本庁舎本館建物・設備の老朽化

- 昭和 56 年建築基準法改正前に建築された建物であるため、耐震性に問題があり、現在の基準に適した建物にするには、大規模な補強工事が必要になると考えられます。
- 本庁舎本館については、昭和 33 年に建設されてから 50 年以上が経過し、建物の老朽化による雨漏りが多数の箇所が生じてきており、その都度、防水補修対応しているものの完全には修復されず、また天井のみならず、壁のクラックからも雨水が染み出てきて、降り方によっては、室内の床が水浸しとなることもあります。その他、空調及び電気設備等についても、機能を維持するため、修繕しながら対応している状況です。

### (2) バリアフリー等の問題

- 公共施設には、高齢者等に配慮したバリアフリー対応が必要とされますが、本庁舎本館においては十分な整備ができていない状況で、また増改築によって庁舎内が複雑となり、不便で利用しにくい状況です。

### (3) 駐車場の問題

- 本庁舎は、駐車場が狭いため混雑することが多く、車で訪れる方にとって、不便で利用しにくい状況です。

### (4) 分庁方式の問題

- 2 つの庁舎に各課が分散しているため、住民の方が役場への申請や相談等によっては、庁舎間の移動を伴うことが起こり、大変不便な状況です。
- 多様化する住民要望に対し迅速かつ適正に対応するため、各課間の協議、連携がこれまで以上に求められるなか、会議及び決裁で庁舎間の移動が必要となる現状においては、行政運営が非効率的な状況です。
- 災害発生時、担当する課がそれぞれ連携し、災害対策本部の指示のもと、被害状況を正確に把握するとともに、関係機関との連絡調整をとりながら的確かつ迅速な対応が求められますが、課・職員が別れている現状においては、そうした対応に支障となる問題があります。
- それぞれの庁舎において、建物や設備の修繕費、また、電気料金などの光熱水費さらには、設備の保守点検費用などの固定的な経費が掛かり、行財政効率の妨げとなっています。